

**旅行業（第2種・第3種・地域限定）の  
新規登録を申請される方へ**

\* 登録申請、相談等に来庁する場合は事前に電話で日時をお知らせください。

神奈川県国際文化観光局観光部観光企画課

電話 045-210-5765（直通）

〒231-8588 神奈川県 横浜市 中区 日本大通1（第二分庁舎4階）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/senryaku/ryokogyo.html>



# 旅行業の新規登録申請について

## 業務の範囲と登録行政庁

		海外の 募集型企画旅行	国内の 募集型企画旅行	受注型企画旅行	企画旅行以外
旅行業	第1種旅行業務	○	○	○	○
	第2種旅行業務	×	○	○	○
	第3種旅行業務	×	△(注1)	○	○
	地域限定	×	▲(注2)	▲(注2)	▲(注2)
旅行業者代理業		旅行業者代理業に係る契約で所属旅行業者が委託した業務			

注1：次の条件の下、募集型企画旅行が実施できます。

### ○募集型企画旅行を実施する区域の限定

一の募集型企画旅行ごとに、出発地、目的地、宿泊地および帰着地が次のア～ウの区域（以下「拠点区域」といいます。）内に収まっている必要があります。

ア. 一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含みます。以下同じ。）の区域

イ. アの市町村に隣接する市町村の区域

ウ. 観光庁長官の定める区域

#### ※観光庁長官の定める区域

（1）一般旅客定期航路事業の船舶が、アの市町村の港を出港後、初めて入港する港の存する市町村（当該船舶の旅客の乗降の用に供される係留施設が存するものに限り、）の区域。

- ・ ただし、両市町村が、ともに本土に存する場合を除きます。
- ・ なお、本土とは、北海道、本州、四国、九州及び沖縄島の本島を指します。

（2）地域内及び地域間の交流の促進に資する国内交通網及び輸送に関する拠点（以下「交通拠点」といいます。）の存する市町村の区域（アの区域及びイの区域を除く。）

- ・ ただし、①旅行の出発地が交通拠点の存する市町村の区域内にあり、かつ、当該旅行の目的地がアの区域又はイの区域内のみにあること、②旅行の出発地がアの区域又はイの区域内にあり、かつ、当該旅行の目的地が交通拠点の存する市町村の区域内のみにあること、のいずれかに該当する場合に限り、

注2：次の条件の下、旅行が実施できます。

### ○旅行を実施する区域の限定

一の旅行ごとに、出発地、目的地、宿泊地および帰着地が拠点区域内に収まっている必要があります。

※旅行業（第1種）については、観光庁の登録になります。

・問い合わせ先

観光庁観光産業課

電話 03-5253-8111（代表）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/index.html>

※旅行業（第2種・第3種・地域限定）、旅行業者代理業については、主たる営業所の所在地（旅行業務に関し営業の本拠となる営業所）を管轄する都道府県知事の登録になります。

（したがって、登記上の本店所在地と登録行政庁が異なる場合もあります。）

## 1 旅行業登録制度

（1）旅行業（第2種・第3種・地域限定）を営もうとする者は、旅行業を営む主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなくてはならない。

＜旅行業法第3条、同法施行規則第1条の2第2号＞

（2）旅行業の登録を受けようとする者は申請書及びその他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。

＜旅行業法第4条、同法施行規則第1条の4＞

（3）登録を受けないで旅行業を営んだ者は法律により処分される。

＜旅行業法第74条＞

## 2 登録の拒否要件

登録の申請者が、次の（1）～（10）に該当する場合にはその登録は拒否される。

＜旅行業法第6条第1項＞

（1）旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消の日から5年を経過していないものを含む。）

（2）禁錮以上の刑に処せられ、又は旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者

（3）暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

（4）申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者

（5）営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記（1）～

- (4) 又は(7)のいずれかに該当するもの
- (6) 成年被後見人もしくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 法人であって、その役員のうち上記(1)～(4)又は(6)のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 営業所ごとに旅行業法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
- (10) 旅行業を営もうとする者であって、当該事業を遂行するために必要と認められる旅行業法第4条第1項第3号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの

### 3 申請に必要な書類等

別紙「旅行業新規登録申請書類一覧表」のとおり

### 4 手数料

17,010円(申請時に神奈川県収入証紙で納付)

### 5 新規登録申請にあたって特に注意する事項

- (1) 主たる営業所所在地が神奈川県内にあること。
- (2) 財産的基礎として基準資産額が第2種の場合700万円以上、第3種の場合300万円以上、地域限定の場合は100万円以上あること。

\* 基準資産額の算出方法

$  \begin{aligned}  & \text{[基準資産額]} \\  & = \text{[資産]} - \text{[創業費その他繰延資産]} - \text{[営業権]} - \text{[負債]} \\  & \quad - \text{[不良債権]} - \text{[営業保証金または弁済業務保証金分担金]}  \end{aligned}  $
---

※法人の場合、最近の事業年度(設立後最初の決算を終了していない場合は会社設立時)における貸借対照表から算出

※個人の場合、財産に関する調書から算出

<旅行業法第6条第1項第10号、同法施行規則第3条、同第4条>

\* 基準資産額並びに営業保証金の最低額・弁済業務保証金分担金の最低額は次のとおり

	基準 資産額	営業保証金の最低額(旅行業協会保証社員でない場合)	弁済業務保証金分担金の最低額(旅行業協会保証社員の場合)
旅行業 (第2種)	700万 円	1,100万円	220万円

旅行業 (第3種)	300万 円	300万円	60万円
旅行業 (地域限定)	100万 円	15万円	3万円

※営業保証金及び弁済業務保証金分担金の額は年間取引見込額により異なり、上記は最低額である。

- (3) 登録と同時に旅行業協会の保証社員となる予定の申請者は申請の際に旅行業協会の入会確認書または入会承認書を提出すること。
- (4) 旅行業務取扱管理者を選任すること。
- ① 1営業所につき1人以上の旅行業務取扱管理者を選任すること。ただし、地域限定旅行者で、営業所間の距離が40キロメートル以下であって、その営業所の取引額の合計が1億円以下の場合は、複数の営業所を通じて1人で足りる。
  - ② 拠点区域内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、総合旅行業務取扱管理者試験、国内旅行業務取扱管理者試験又は地域限定旅行業務取扱管理者試験（拠点区域内に係るものに限り、）に合格した者、国内旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者、海外旅行について旅行業務を取り扱う営業所にあつては総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者を選任すること。
  - ③ 選任する旅行業務取扱管理者について、5年ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業協会が実施する研修（旅行業務取扱管理者定期研修）を受講していること。ただし、5年以内にいずれかの旅行業務取扱管理者試験に合格した者は除きます。
  - ④ 新たに旅行業等の登録を受けようとする時点において、旅行業務取扱管理者として選任見込みである者が5年以内に旅行業務取扱管理者定期研修を受講していない場合には、旅行業協会が次回に開催する旅行業務取扱管理者定期研修を受講し、受講後には受講を修了した旨を速やかに神奈川県に届け出ることを誓約することで足りる。
  - ⑤ 従業員数10人以上の営業所においては、複数の旅行業務取扱管理者を選任すること。
- (5) 法人で申請する場合は、商業登記簿、定款の目的を『旅行業』または『旅行業法に基づく旅行業』とすること。
- (6) 賃貸借契約書の写しを提出する場合は、申請者が旅行業の営業所を確保していることがわかる内容であること。

**6 申請用紙等の問い合わせ先** ※ 神奈川県では販売していません。

・（一社）全国旅行業協会神奈川県支部 <http://www.anta.or.jp/>

電話 045-633-5150

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター3階

・(一社)日本旅行業協会 <http://www.jata-net.or.jp/>

電話 03-3592-1271

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル3階

## 7 申請の予約

担当者が不在の場合がありますので、登録申請、相談等に来庁する場合は事前に電話で日時をお知らせください。

## 8 登録後の手続き等 ※旅行者が責任を持って誤りなく行ってください。

### I 登録後営業開始前に行うこと

**この手続きがすべて完了してはじめて営業することができます。**

- (1) 営業保証金の供託（旅行業協会保証社員でない場合）、または弁済業務保証金分担金の納付（旅行業協会保証社員の場合）の届出

#### ① 営業保証金の供託の届出

登録通知を受けた日から14日以内に営業保証金を主たる営業所の最寄りの供託所に供託し、営業保証金供託書の写しを県観光企画課に提出する。

<旅行業法第7条>

※詳細については供託所(地方法務局またはその支局等)へお問い合わせください。

横浜地方法務局 電話 045-641-7466

#### ② 弁済業務保証金分担金の納付の届出

登録通知を受けた日から14日以内に弁済業務保証金分担金を所属旅行業協会に納付し、弁済業務保証金分担金納付書の写しを県観光企画課に提出する。

<旅行業法第49条、弁済業務規約（(一社)全国旅行業協会）第8条、

弁済業務規約（(一社)日本旅行業協会）第8条>

- (2) 登録票の掲示等

#### ① 登録票の掲示

「登録票」に必要事項を記入の上、各営業所で公衆に見やすいように掲示すること。

<旅行業法第12条の9>

#### ② 旅行業約款の掲示等

旅行業約款(標準旅行業約款設定届出書を提出した場合は標準旅行業約款)を各営業所において旅行者に見やすいように掲示し、または旅行者が閲覧できるように備え置くこと。

<旅行業法第12条の2第3項>

#### ③ 料金の掲示

旅行者から收受する旅行業務の取扱の料金を定め、各営業所において旅行者に見やすいように掲示すること。

<旅行業法第12条第1項>

④「旅行業務取扱管理者証」の発行

旅行業務取扱管理者は旅行者から請求があったときは旅行業務取扱管理者証を提示すること。

<旅行業法第12条の5の2>

⑤「外務員証」の発行

旅行者は、役員、従業員を問わず、営業所以外の場所で旅行業務を行う者に「外務員証」を携帯させること。

※外務員が業務を行うときは「外務員証」を提示しなければならないので注意すること。

<旅行業法第12条の6第1項>

⑥取引条件説明書面及び契約書面の交付の準備

取引条件説明書面及び契約書面の交付の準備をすること（国土交通省令で定める場合を除く）。

<旅行業法第12条の4、第12条の5>

II 登録後、毎事業年度行うこと

取引額の報告：毎事業年度終了後100日以内に、その事業年度における旅行業務に関する旅行者の取引の額を別紙様式により報告すること。

<旅行業法第10条>

※取引額によって営業保証金または弁済業務保証金分担金の額が定められるので、営業保証金の追加供託または弁済業務保証金分担金の追加納付についても怠りないよう十分注意すること。

<旅行業法第8条>

III 登録後、必要な場合行うこと

登録事項の変更届出：登録事項等に変更があった場合には、30日以内に別紙「旅行者等登録事項変更届出書類一覧表（1）、（2）」を参考に県観光企画課へ届け出ること。

<旅行業法第6条の4第3項>

※営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者の全てが欠けるに至ったときは、新たに旅行業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関して契約を締結できないので注意すること。

<旅行業法第11条の2第2項>

IV 登録の有効期間

有効期間は登録の日から起算して5年なので、期間満了後も引き続き営業を行おうとする場合は、有効期間満了の2か月前までに更新登録の申請を行うこと。

＜旅行業法第6条の2、同法第6条の3、同法施行規則第1条の2＞

## V その他

上記のほか、旅行業法及びその他の法令等を遵守し、適切に営業を行うこと。



## 旅行業新規登録申請書類一覧表

1	登録申請書 ①	県収入証紙17,010円分添付	
2	登録申請書 ②	営業所が複数ある場合のみ	
3	標準旅行業約款設定届出書		
4	旅行業務に係る事業の計画		
5	航空券発券に関する契約書の写し	契約がある場合のみ	
6	海外手配業者との契約書の写し	契約がある場合のみ	
7	旅行業務に係る組織の概要		
8	事故処理体制表	営業時間外の連絡先記載	
9	直近の事業年度における貸借対照表・損益計算書【法人】 財産に関する調書【個人】	新設法人は会社法第435条第1項又は第617条第1項に規定する設立時の貸借対照表を提出	
10	直近の事業年度における国税納税申告書（確定申告書）の写し又は監査法人又は公認会計士の行った監査証明【既存法人のみ】	国税納税申告書は最初から最後のページまでコピー	
11	預金残高証明書の原本【個人、新設法人のみ】	9の書類作成日のもの	
12	固定資産評価証明書又は不動産鑑定評価書の原本【個人、新設法人のみ】	土地・建物を9で計上した場合のみ	
13	旅行業務取扱管理者選任一覧表		
14	管理者の合格証又は認定証の写し		
15	旅行業務取扱管理者定期研修修了証の写し	5年以内に受講したもの（ただし、直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者は提出不要）	
16	管理者の履歴書	写真添付、氏名は必ず自筆で記入	
17	管理者の宣誓書（法第6条第1項第1号から第3号及び第5号に該当しない旨）	氏名は必ず自筆で記入	
18	全役員の宣誓書【法人】申請者の宣誓書【個人】（法第6条第1項第1号から第3号及び第5号に該当しない旨）	氏名は必ず自筆で記入 管理者と重複する場合には不要	
19	定款又は寄附行為【法人のみ】		
20	登記事項証明書【法人】 申請者の住民票の写し【個人】 〔氏名・住所・生年月日の記載があるもの。〕 〔本籍等の記載不要。〕	神奈川県知事が住民基本台帳法第30条の7第5項第1号の規定により他の都道府県知事から申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第30条の8第1項第1号の規定により申請者に係る本人確認情報を利用する場合は不要。 外国人の場合は、「外国人登録原票記載事項証明書」とする。	
21	各営業所の賃貸借契約書又は建物登記簿謄本		
22	各営業所の案内図及び外観写真		
23	旅行業協会の発行する入会承認書又は確認書	旅行業協会に入会する場合のみ	

## 旅行業者等登録事項変更届出書類一覧表（1）

変更事項  必要書類		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	備考
		法人			個人		商号	主たる営業所			その他営業所				旅行業務取扱管理者	
		名称	所在地※	代表者	氏名	住所※		名称	所在地	転入 他の都道府県からの	名称	所在地	新設	廃止		
申請書類	登録事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	変更届出添付書類（1）	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	変更届出添付書類（2）										○	○	○	○		
登記事項証明書		○	○	○												
代表者の宣誓書				○												
戸籍抄本（神奈川県知事が住民基本台帳法第30条の7第5項第1号の規定により他の都道府県知事から申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第30条の8第1項第1号の規定により届出者に係る本人確認情報を利用する場合は不要。）					○											
住民票の写し（氏名・住所・生年月日の記載があるもの。本籍等の記載不要。神奈川県知事が住民基本台帳法第30条の7第5項第1号の規定により他の都道府県知事から申請者に係る本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第30条の8第1項第1号の規定により届出者に係る本人確認情報を利用する場合は不要。） 外国人の場合は、「外国人登録原票記載事項証明書」とする。						○										
賃貸借契約書（写）又は建物登記簿謄本									○	○		○	○			
営業所の案内図									○	○		○	○			
旅行業務取扱管理者選任一覧表										○			○		○	
管理者の合格証又は認定証の写し										○			○		○	
旅行業務取扱管理者定期研修修了証の写し										○			○		○	
管理者の履歴書										○			○		○	写真添付、氏名は自筆
管理者の宣誓書										○			○		○	氏名は自筆
営業保証金供託書の写し【非保証社員】 弁済業務保証金分担金納付書の写し【保証社員】										○						
登録通知書の写し又は登録簿（業者控）の写し										○						

※ 法人所在地、個人住所が営業所と同一の場合は、営業所に係る書類も必要。

旅行業者等登録事項変更届出書類一覧表 (2)

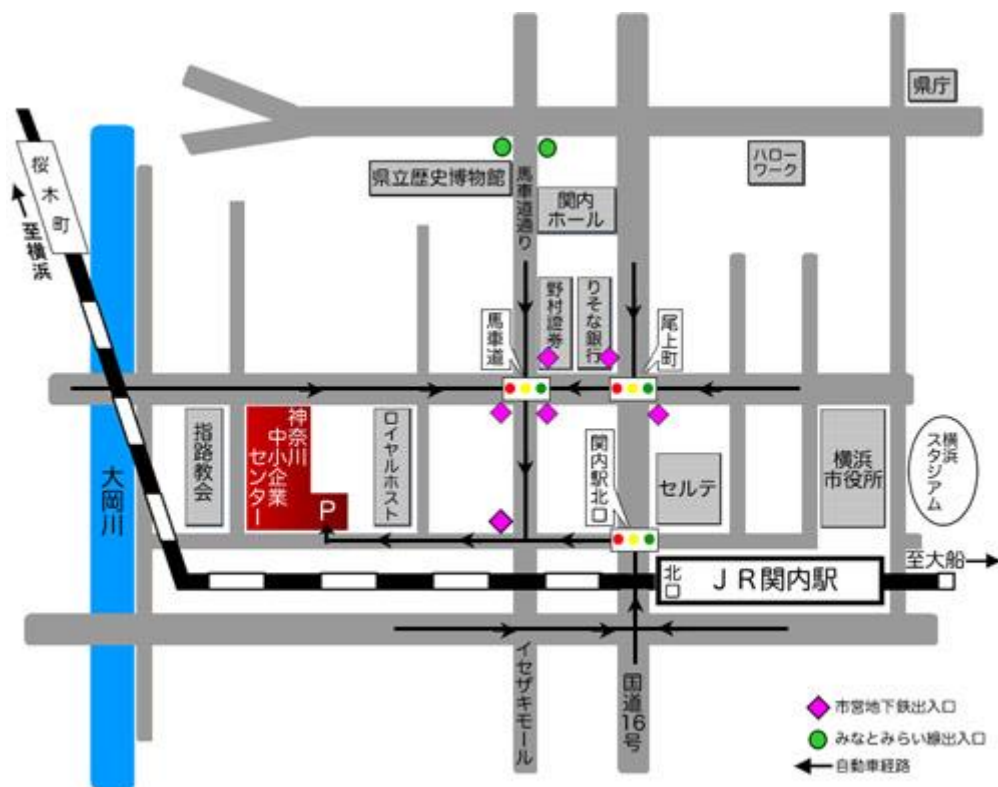
変更事項  必要書類		旅行業者のみ提出								代理業者のみ提出		備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
		代理業者					代理業者 営業所			所属旅 行業者		
		新 設	廃 止	住 所	名 称	営 業 所 新 設	名 称	所 在 地	廃 止	名 称	所 在 地	
申請 書類	登録事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	変更届出添付書類 (1)									○	○	
	変更届出添付書類 (3)	○	○	○	○	○	○	○				代理業者登 録番号記載
代理業者契約書の写し		○		○	○	○	○	○				

\*代理業者の新設は、設置年月日を記入すること。

\*代理業者が廃止したことにより、変更届出添付書類 (3) が不要になった場合は添付不要。また、代理業者契約を解除したことを証する書類及び残務処理方法を記した書類を添付すること。

一般社団法人 全国旅行業協会 (ANTA)  
神奈川県支部

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-80  
神奈川中小企業センタービル 3階 045-633-5150



- ※ 登録申請書については、上記協会にて、ご購入頂けます。
- ※ また、日本旅行業協会のホームページ <http://www.jata-net.or.jp/> もご参照下さい。